

宮城の農山漁村を体感する自転車旅 /



Rural Adventure Cross-Ride

田園から潮風へ、120キロの冒険

ペダルを漕ぐほどに、景色が変わる、暮らしが変わる。
内陸の農村から、険しい里山を越え、豊かな沿岸の漁村へ。
宮城県北部の広大な地形を自転車で駆け抜ける2泊3日のクロスライド。一般道をベースに、交通量の少ない農道や林道などのグラベルを組み合わせ、地域の日常の営みに最も近い道を守る。大地を耕す人に出会い、豊かな海とともに生きる人の声を聞き、その土地の食と文化を体験する。
自転車で宮城のリアルな農山漁村を体感するサドルジャーニーへ出かけよう。



【日時】 2026年 **9月25日(金)~27日(日)**

<集合> 8:30 <解散> 16:00

【集合】 登米市伊豆沼・内沼サンチュアリセンター(淡水魚館)
(〒989-4601 宮城県登米市迫町新田字新前沼254)

【旅行代金】 **28,600円** (宿泊費、食事相当分)

【募集人員】 **10人** (最少催行人員5人) 【申込締切】 **9月4日(金)** ※定員になり次第締切

【ガイド】 大場 寿樹(JCTA認定サイクリングツアーガイド)

【持ち物】 未舗装路を走行可能な自転車(グラベル、シクロクロス、MTB等)、その他、詳しくは参加申込後にお知らせします。

【走行内容】 走行距離 **約120km**、獲得標高 **約1,600m**

【その他】 レンタサイクルE-Bikeの無料レンタル有り(先着5台)
*Mサイズ×4台、Lサイズ×1台

参加申込フォーム



【1日目 9/25(金)】 *約42km、獲得標高約690m

8:30 淡水魚館集合・出発 — 一般道、農道・丘陵地、弥惣峠をライド — 12:30 昼食 —

14:00 — 南三陸町入谷農業体験 — 17:00 南三陸まなびの里いりやど到着・宿泊

【2日目 9/26(土)】 *約18km、獲得標高約340m

7:30 朝食 — いりやど出発 — 12:00 南三陸町内をサイクリング — 昼食 —

14:00 — 歌津・泊浜漁港で漁業体験 — 17:00 南三陸 清観荘到着・宿泊

【3日目 9/27(日)】 *約60km、獲得標高約570m

7:30 朝食 清観荘出発 — 南三陸 311メモリアル見学 — 戸倉、津山方面 —

12:00 — 昼食 — 16:00 みやぎの明治村見学 — 淡水魚館到着・解散

すべての行程を自転車で移動



南三陸町で農業と漁業を体験

【旅行企画・実施(申込・問い合わせ先)】

一般社団法人 宮城県知事登録旅行業第3-348号

栗原市観光物産協会

〒989-5612 宮城県栗原市志波姫新熊谷284-3(JRくりこま高原駅内)

☎0228(25)4166 FAX.0228(25)4182

Email kurihara-kb@grace.ocn.ne.jp

【企画・運営】



一般社団法人

くりはらツーリズムネットワーク

【協力】



旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関してご不明な点があれば、記載の取扱管理者にご遠慮なくお尋ねください。(総合旅行業務取扱管理者 阿部弘典)

本事業は宮城県「R8 交流-3号 令和8年度みやぎ農山漁村サイクルツーリズム推進業務」の一環で実施します

ご旅行条件書

■お申し込み

(1) 申込書に必要事項を記入の上、旅行代金を添えてお申込下さい。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。＊申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱いします。

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当協会が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合は、ご連絡お願います。)

(3) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当協会は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(4) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)

15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

(5) 本旅行は一般社団法人栗原市観光物産協会が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当協会と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当協会の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(6) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当協会は、当協会が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当協会が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当協会が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1 人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

(1) 当協会は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

(2) 複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

①当協会の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。

②旅行代金が増額された場合。

③当協会が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④当協会の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当協会による旅行契約の解除

次の場合当協会は旅行契約を解除することがあります(一部例示)

①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき

③申込条件の不適合

④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当協会の責任

当協会は当協会または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。○荷物に関係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当協会に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当協会はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当協会の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じた旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。○お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。○お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当協会、当協会の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当協会が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

イ. 当協会およびご旅行をお申し込んだ受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当協会の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、お客様のお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報電子的方法等で免税店等の事業者にご提供いたします。○ 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や当協会会員企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

ハ. 上記のほか、当協会の個人情報の取り扱いに関する方針については、当協会の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりります。当協会旅行業約款をご希望の方は、当協会にご請求ください。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

■作成年月：2026年7月

一般社団法人 宮城県知事登録旅行業第3-348号

栗原市観光物産協会